



美浜区 地域福祉計画 推進協議会だより №3

平成20年 5月 1日
発行：美浜区地域福祉計画
推進協議会事務局
美浜区真砂 5-15-2
(美浜保健福祉センター
保健福祉サービス課)
電話：270-3168

美浜区地域福祉計画推進協議会～平成19年度の取り組み～

美浜区地域福祉計画推進協議会は、平成17年度に策定された「美浜区地域福祉計画」を地域住民が主体的に実践する環境づくりを進めるために設置されました。

2年目となる平成19年度は、計4回の会議を開催しました。他区の先進事例について実践者を招いて学んだり、地域での状況を発表したりしながら、地域住民、町内自治会、民生委員児童委員、社協地区部会、NPO、ボランティア、社会福祉事業者等様々な立場の委員が、熱心に意見交換を行いました。また、委員自身が地域福祉計画の内容について理解を深めるために、いくつかのテーマについてグループに分かれ、議論を深めました。



推進協グループ会議

美浜区地域福祉計画の39の取組項目の中からいくつか選択し、委員がグループに分かれて意見交換を行いました。

第1グループ

施策の方向性1 町内自治会・社協地区部会・NPO による地域住民の生活支援

第1グループは、「自治会が地域に存在するかしなが、地域福祉活動の活性化に大きく関わってくる」という考えから、千葉市の自治会等に対する施策や現状を中心に学び、課題や今後の取り組みについて話し合いました。また、自治会を所管する市地域振興課に、自治会等結成の取り組みに関する以下のような提案をしました。

- 千葉市が作成している自治会結成活性化のためのパンフレットの作成にあたって
 - ・福祉に関する事項を記載してほしい。
 - ・行政と自治会の関係を住民にわかりやすいように強調してほしい。
- 市政だよりにより自治会の宣伝コーナーを設けてはどうか。
- 自治会結成の働きかけを、近隣自治会と一緒に行ってはどうか。行政と地域住民それぞれの立場で自治会の重要性をうたえることで、より効果的な働きかけになるのではないかと。

自治会結成の働きかけについては、市地域振興課から、各区地域振興課がそれぞれ対応し、地域自治会の協力が必要な場合には、別途協力を要請したいという回答をいただきました。今後は区推進協議会での意見等を踏まえ、議論を深めていく予定です。

第2グループ

施策の方向性 9 居場所、交流の場づくり

第2グループは、「学校の余裕教室の活用」と「居場所・交流の場づくり」を軸に話し合っています。

○学校の余裕教室の活用

平成19年10月から、千葉市の「空き教室地域開放モデル事業」として、磯辺第一中学校の2教室が地域に開放されました。管理運営については、地域住民によって組織された運営委員会が行っています。この事業は余裕教室の有効活用という点で非常に有効であると思われます。

○居場所・交流の場づくり

他市で、行政が運営費補助しながら、地域住民が気軽に立ち寄れる「お休み処」を運営している事例等について学びました。

その後、美浜区での「居場所・交流の場づくり」について、設置場所、目的、商店等との連携の可能性等について、検討を続けています。

第3グループ

施策の方向性 11 社会福祉協議会の機能強化

前回に引き続き、美浜区地域福祉計画上の取組事項にある、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度について、制度の内容や現状、課題について講師を招き、学びました。制度があっても、情報が浸透していなければ活用されませんし、制度にも未熟なところがあるかもしれません。講師からは「国民自身が制度を成熟させるという意識」が重要だというお話もありました。

千葉市地域福祉活動事例集の配布

千葉市内で実際に取り組まれている、地域の福祉活動を紹介する「始まっています！！“ささえ愛・たすけ愛”（千葉市地域福祉活動事例集）」が発行され、3月より配布されています。

市内の各地域で積極的に取り組まれている活動事例を紹介していますので、これから地域での福祉活動を始めようとする方はもちろん、すでに活動をされている方々にも、今後の活動のさらなる充実へむけてのヒントとなる事例が掲載されています。

この事例集は、各保健福祉センターの保健福祉サービス課、各福祉事務所の福祉サービス課、そして社会福祉協議会の区事務所で配布をいたしております。またホームページでもご覧いただけます。

< ホームページ >

<http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/somu/>

美浜区地域福祉計画及び推進協議会だより（既刊号含）は、市ホームページ（<http://www.city.chiba.jp/>）でご覧になれるほか、美浜区内の市図書館、公民館などで閲覧できます。また、千葉市政出前講座をご利用いただければ、所管職員が地域の集会等にうかがってご説明いたします。